

法学委員会分科会の設置について

分科会等名： 生殖補助医療と法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員および連携会員
3	設置目的	<p>生殖補助医療の在り方検討委員会(第20期の課題別委員会)は、報告書「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題—社会的合意に向けて—」を公表し、金澤一郎会長、鴨下重彦委員長は、その「提言」部分を法務大臣・厚生労働大臣の審議依頼への回答として伝えるとともに、報告書全体を参考資料として交付した。</p> <p>報告書は基本的に、喫緊の課題であった代理懐胎の許容性、代理懐胎によって誕生した子の親子関係に関するものであり、生殖補助医療のそのほかの重要な問題については触れるところはない。また代理懐胎問題についても、社会的議論が継続されるべきであることは、報告書自身もいうところである。</p> <p>生殖補助医療の問題は学術会議全体で取り組まれるべき問題であるが、本分科会は、まず、法律的観点から生殖補助医療の諸問題を検討することにする。しかし問題の性質に鑑み、法学以外の分野からの参加もエンカレッジしたい。</p> <p>生殖補助医療には、代理懐胎だけでなく、AID児の親子関係、出自を知る権利、卵子提供、凍結精子による死後受精、出生前診断、着床前診断、さらには生殖補助医療規制における法律の役割など、多くの問題がある。分科会の最初に研究のロードマップを作り、21期間に組織化された研究を行うことを目指すこととする。</p>
4	審議事項	生殖補助医療技術が日本の法制度に及ぼす影響
5	設置期間	年 月 日～ 年 月 日 / 常設
6	備考	